

足利市 道路維持管理通報システム運用方針

1 目的

足利市LINE公式アカウントを活用した道路維持管理通報システムは、足利市が管理する道路の穴や陥没、側溝蓋等の破損など道路に関する不具合を市民にLINEを活用して迅速かつ手軽に通報してもらい、市民との協働により質の高い道路管理を行うことを目的とします。

2 受信内容

原則として市が管理する道路の穴や陥没、側溝蓋等の破損がわかる写真(遠景と近景)、その場所が分かる位置情報や住所などの情報提供をいただき、管理者が確認したことをもって当該情報の受け付けとします。市が管理していない道路の場合は、必要に応じて管理者に情報提供します。

3 管理者

足利市 都市建設部 道路河川保全課

4 利用方法

- (1) 市の受信確認は原則として開庁時間内(月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分、祝日、年末年始を除く)とします。
- (2) 緊急の場合には、足利市役所(代表:0284-20-2222)まで直接ご連絡ください。
- (3) 受信情報は、道路を適切に維持管理するための情報収集を目的としています。

5 注意事項

- (1) LINEを活用した情報提供は、情報提供を受けることを目的としており、必ずしも補修などを行うものではありません。
- (2) トーク欄の応答は自動応答でのメッセージをお送りすることになります。お送りいただいたコメント・メッセージ・画像へ市から個別に返信することはありません。
- (3) 返信および対応について確認が必要である場合には、従来通り電話でお問い合わせください。
- (4) 当アカウントへいただいた情報への対応については、受信から数日を要することがあります。緊急な対応が必要なものに関しては、従来通り電話でお問い合わせください。
- (5) 場所の特定ができないと対応できない場合がございます。具体的な場所がわかるように付近の目印など場所の補足説明のご入力をお願いします。なお、個人情報につながる情報は補足説明に入力しないでください。
- (6) 市の判断により緊急性が低いと判断した場合、他に緊急性が高い案件がある場合などは、経過観察などの対応を取ることがあります。
- (7) 以下に該当するコメント・メッセージ・画像については対応できません。
 - ア 市が管理していない道路や道路構造物である場合
 - イ 私有地に関するもの
 - ウ 道路工事や改良の要望・苦情に関するもの
 - エ 法令等に違反するもの

- オ 公序良俗に反するもの
- カ 犯罪行為を助長するもの
- キ 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似したもの
- ク 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ケ 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- コ 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- サ 営利を目的としたもの
- シ 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ス LINEの利用規則に反するもの
- セ その他市が管理運営上不適当であると判断したもの

6 著作権等の扱い

メッセージ・画像等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を足利市に対して許諾したものとし、かつ足利市に対して著作権等の権利主張を行わないことに同意したものとします。

7 免責事項

- (1) 足利市は、利用者が足利市LINE公式アカウントを利用したこと、または利用できなかったこと
によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 足利市は、利用者により投稿されたコンテンツについて、一切責任を負いません。
- (3) 足利市は、足利市LINE公式アカウントに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 足利市LINE公式アカウントは、LINE株式会社のシステムによって運用されています。LINE株式会社のシステム運用や技術的な質問に関しては一切お答えすることができません。
- (5) 足利市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または中止をする場合があります。

8 問い合わせ

足利市 都市建設部 道路河川保全課 保全担当

電話 0284-20-2187(直通) 電子メール dk-hozen@city.ashikaga.lg.jp